

Hiroshima NOW

やさしい日本語 No. 28

8

2024

8月から使うことができる 保険証を 送りました
—12月2日から 保険証は「マイナ保険証」に変わります—
ひろしま市民と市政 7月1日号 (p2)

問い合わせ：保険年金課 Tel. 082-504-2157

あたらしい保険証を 7月に送りました

国民健康保険と 後期高齢者医療制度の保険証は 毎年8月にあたらしくなります。あたらしい保険証を 7月に送りました。

7月31日までに あたらしい保険証が 届いていない人は つぎのところに問い合わせてください。保険証の種類や あなたが聞きたいことで 問い合わせをすることがあります。

問い合わせ

▶ 国民健康保険のこと：区役所の保険年金課

区	Tel.	区	Tel.
中区	082-504-2555	安佐南区	082-831-4929
東区	082-568-7711	安佐北区	082-819-3909
南区	082-250-8941	安芸区	082-821-4910
西区	082-532-0933	佐伯区	082-943-9712

▶ 後期高齢者医療制度のこと：区役所の福祉課

区	Tel.	区	Tel.
中区	082-504-2570	安佐南区	082-831-4941
東区	082-568-7730	安佐北区	082-819-0585
南区	082-250-4107	安芸区	082-821-2808
西区	082-294-6218	佐伯区	082-943-9729

12月2日から 保険証は「マイナ保険証」に 変わります

2024年12月2日から 「マイナ保険証」※1を使って 病院で診さつを受ける方法に変わります。そのため 今までの保険証の発行は 終わります。

2024年12月2日るとき あなたが持っている保険証は 保険証に書いてある有効期限※2<今の保険証を使うことができる さいごの日>まで 使うことができます。今の保険証の いちばん長い有効期限は 2025年7月31日です。

※1 「マイナ保険証」とは 健康保険証として 使うことができるように登録した マイナンバーカードのことで。

マイナンバーカードを 健康保険証として使うためには マイナポータル<行政の手続をすることができ オンラインサービス>、病院などにある「顔認証付きカードリーダー」、セブン銀行のATMで 登録することができます。

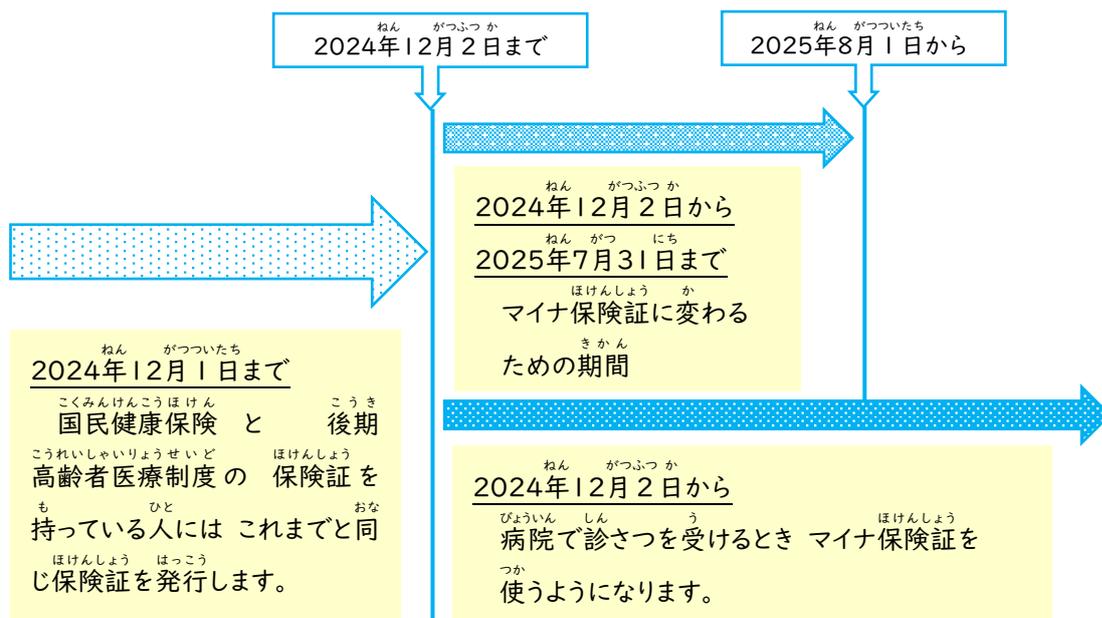
※2 広島市の外に引っ越しをして 住民票を異動<住民票に書いてある住所を変える>した人は 住民票を異動した日まで 広島市が発行した 今の保険証を使うことができます。

マイナ保険証を持っていない人には「資格確認書」を発行します

2024年12月2日からあとに 今の保険証の有効期限がきれる人で マイナ保険証を持っていない人には 保険証の有効期限がきれるタイミングで 「資格確認書」を発行します。

「資格確認書」は 保険証と同じように使うことができます。マイナ保険証を持っていない人は 病院で診さつを受けるとき 「資格確認書」を出してください。

マイナ保険証に変わるまでの スケジュール



▷ 2024年12月2日から 2025年7月31日まで マイナ保険証に変わる期間です。このあいだは 今持っている保険証は 有効期限がおわるまで 病院で診さつを受けるとき 使うことができます。

▷ 今持っている保険証の 有効期限がきたとき マイナ保険証を持っていない人には 「資格確認書」を発行します。この「資格確認書」で 病院の診さつを受けることができます。

マイナ保険証を持っていない人は どうなりますか？

Aさん、Bさん、Cさんの3人の場合を しょうかいします。

	入っている保険	今の保険証を使うことができる期間	「資格確認書」に変わる日
Aさんの場合	国民健康保険 または 後期高齢者医療制度に入っています。	保険証に書いてある有効期限の日まで 今の保険証を使うことができます。 (いちばん長い人で 2025年7月31日まで 使うことができます。)	2025年8月1日から 「資格確認書」で 病院の診察を受けられます。
Bさんの場合	今は国民健康保険に入っています。 2024年12月10日で75歳になります。75歳になるので 12月10日からは 後期高齢者医療制度に入ります。	2024年12月9日まで 今の保険証を使うことができます。	2024年12月10日 から 「資格確認書」で 病院の診察を受けられます。
Cさんの場合	2024年12月31日で しごとをやめます。 そのため 2025年1月1日 から 国民健康保険に入ります。	2024年12月31日まで 今の保険証を使うことができます。	2025年1月1日 から 「資格確認書」で 病院の診察を受けられます。

Q&A

Q 自分のマイナンバーカードが 健康保険証を使うことができるように 登録しているかどうか 知りたいです。どうしたらいいですか？

A 「マイナポータル」(行政の手続きをすることができる オンラインサービス)に ログインしてマイナンバーカードを 読みとってください。それから サイトの「健康保険証」→「マイナンバーカードの利用」の じゅんばんにアクセスしてください。そこで 登録しているかどうかを知ることができます。

マイナポータルは 日本語と 英語で 見ることができます。



マイナポータル

くわしいことは、広島市役所のホームページを見てください。また コールセンターもあります。利用してください。

▶ 広島市役所のホームページ

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/soshiki/71/199885.html> (日本語)



- ▷ **国民健康保険がマイナ保険証に変わることについて 聞きたいとき（日本語）**
 広島市国民健康保険マイナ保険証お問合せセンター

Tel. 050-3644-4343

期間：2024年7月17日から 10月16日までの 月曜日から金曜日まで
 （8月6日と祝日（日本の 休みの日）は休みです）

時間：午前8時30分から 午後5時15分まで

- ▷ **日本語がわからなくて、困ったことがあるときは、広島市・安芸郡外国人相談窓口にご相談してください。**

広島市・安芸郡外国人相談窓口

Tel. 082-241-5010

Email : soudan@pcf.city.hiroshima.jp

曜日：月曜日から 金曜日まで

時間：午前9時から 午後4時時まで

休み：土曜日、日曜日、祝日（日本の 休みの日）、8月6日、12月29日から1月3日

ことば：スペイン語、中国語、ベトナム語、ポルトガル語、英語、フィリピン語

※フィリピン語は金曜日と第1・第3水曜日です。

- ★ **マイナンバーカードを まだ持っていない人へ：マイナンバーカードを 申しこみをするためのサポートをします**

場所：ショッピングモールや 公民館など

※ サポートする場所に行くことが おずかしい人は 広島市役所の方が 家まで行って 申しこみのお手伝いをします。くわしいことは 広島市役所のホームページを 見てください。

😊 マイナンバーカードは 申しこみをしてから 受けとることができるまで 1か月半くらい かかります。マイナンバーカードがほしい人は 早めに申しこみをしてください。

問い合わせ：マイナンバーカード出張申請窓口 Tel. 0120-239-651

